

(第5面)

(第5面)

<p>構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性</p>	<p>【診断結果】</p> <ol style="list-style-type: none"> 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い、 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある、 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。 <p>【診断概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>方向</th> <th>各階の構造耐震指標等の値 (Is、Iw)</th> <th>各階の保有水平耐力に係る指標 (q)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td>X方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Y方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>X方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Y方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>X方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Y方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>X方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Y方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>X方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Y方向</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表の場合は各階の保有水平耐力に係る欄の記載は不要 ※階数からを超える場合は通底欄を追加すること。 【診断者所見】</p>	階	方向	各階の構造耐震指標等の値 (Is、Iw)	各階の保有水平耐力に係る指標 (q)	5	X方向			Y方向			4	X方向			Y方向			3	X方向			Y方向			2	X方向			Y方向			1	X方向			Y方向		
階	方向	各階の構造耐震指標等の値 (Is、Iw)	各階の保有水平耐力に係る指標 (q)																																					
5	X方向																																							
	Y方向																																							
4	X方向																																							
	Y方向																																							
3	X方向																																							
	Y方向																																							
2	X方向																																							
	Y方向																																							
1	X方向																																							
	Y方向																																							
<p>屋根ふき材等の地震に対する安全性</p>																																								
<p>建築設備の地震に対する安全性</p>																																								
<p>敷地の地震に対する安全性</p>																																								
<p>建築物の地震に対する安全性</p>	<ol style="list-style-type: none"> この建築物は地震に対して安全な構造である。 この建築物は地震に対して安全な構造でない。 																																							
<p>備考</p>																																								

(第6面)

(第6面)

【添付資料】

- 耐震診断を行った者の資格を示す書類の写真
- 付近見取図
- 配管図
- 各階平面図
- 側面図又は縦断面図 (特定緊急輸送道路との位置関係がわかるもの)
- 基礎伏図
- 各階床伏図
- 小黒伏図
- 構造詳細図
- 実地調査時の写真

(第3面から第6面までに関する注意事項)

- この様式は、建築物の所有者 (所有者と管理者とが異なるときは管理者) に提出してください。
- 各欄の選択肢は、該当する番号を○で囲み、又は□に印を記載してください。
- 住所及び氏名の欄は、法人の場合は主たる事務所の所在地、各称並びに代表者の資格及び氏名を記載してください。
- 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定により地震に対する安全性を評価した場合は、第4面及び第5面の記入に代えて、別途知事が求める書類を提出する必要があります。

第3号様式(第11条関係)
(第1面)

耐震改修等実施報告書
(第1面)

東京都知事 殿

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第10条第4項の規定により、下記のとおり、所有し、又は管理する建築物について(1)耐震改修等を実施・2)滅失・損壊)した旨を報告します。

年 月 日
(所有者 管理者)

住所
氏名
電話

印

記

建築物の名称	
建築物の所在地	(<input type="checkbox"/> 地番・ <input type="checkbox"/> 住居表示)
建築物の用途	
建築物の階数	地上 階・地下 階
建築(着工)年月日	年 月 日
建築物の高さ	m
耐震改修等の実施	〔耐震改修等の実施〕 1 耐震改修 (<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 敷地の整備) 2 全部を除却 3 一部を除却又は全部・一部を移転 4 全部滅失又は一部損壊 〔耐震改修等の実施又は滅失・損壊の時期〕 年 月 日～ 年 月 日
耐震改修等又は滅失・損壊の概要	
工事監理者	
工事施工者	
耐震改修等実施時の地方公共団体等の補助の有無	<input type="checkbox"/> 補強設計の補助あり (地方公共団体等の名称) <input type="checkbox"/> 耐震改修等の補助あり (地方公共団体等の名称) <input type="checkbox"/> 補助なし
備考	

(日本工業規格A列4番)

(第2面)

(第2面)

【添付資料】

・工事請負契約書の写し(耐震改修等を実施した場合)

(第1面及び第2面に関する注意事項)

- ・各欄の選択肢は、該当する番号を○で囲み、又は□に印を記載してください。
 - ・住所及び氏名の欄は、法人の場合は主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。
 - ・次のいずれかに該当する場合を除き、耐震改修後の特定沿道建築物について地震に対する安全性の基準に適合する旨確認した者により記入された第3面から第6面までの様式を併せて提出してください。
- ① 建築物の全部又は一部の除却又は移転により、沿道建築物に該当しなくなった場合
 - ② 建築物の全部滅失又は一部損壊により、沿道建築物に該当しなくなった場合

(第3面)

(所有者又は管理者)
様

(第3面)

下記の建築物について、地震に対する安全性の基準に適合する旨確認したので、下記のとおり報告します。

年 月 日
指定確認検査機関 建築士 登録住宅性能評価機関 地方公共団体 その他

住所
氏名
電話

印

記

建築物の名称	
建築物の所在地	(□地番・□住居表示)
建築物の用途	
建築物の階数	地上 階・地下 階
建築(善工)年月日	年 月 日
敷地面積	m ²
延べ面積	m ²
建築面積	m ²
高さ	m
軒高さ	m
構造種別	
所有者からの依頼日	年 月 日
安全性基準の適合確認時期	年 月 日～ 年 月 日
地震に対する安全性を評価する方法	1 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合することの確認 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実態について技術上の指針となるべき事項に定める建築物の耐震診断 (国土交通大臣が上記の一部と同等以上と認める方法の場合は、当該方法を記入) (次診断)
建築物の構造方法の特徴と当該評価方法により安全性の基準に適合する旨を確認した理由	

(第4面)

(第4面)

突地調査実施時期	年 月 日～ 年 月 日
突地調査結果の概要	[構造耐力上主要な部分]
	[屋根ふき材等]
	[建築設備]
	[敷地の状況]

(第5面)

(第5面)

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性	[確認結果]	
	階	各階の構造耐震指標等の値 (I _s , I _w)
	5	各階の保有水平耐力に係る指標 (q)
	4	
	3	
屋根ふき材等の地震に対する安全性	X方向	
	Y方向	
	X方向	
	Y方向	
建築設備の地震に対する安全性	X方向	
	Y方向	
敷地の地震に対する安全性	X方向	
	Y方向	
建築物の地震に対する安全性	X方向	
	Y方向	
備考	X方向	
	Y方向	

※木造の場合は各階の保有水平耐力に係る欄の記載は不要
 ※階数が5を超える場合は適宜欄を追加すること。
 [確認者所見]

(第6面)

(第6面)

【添付資料】

- ・地震に対する安全性の基準に適合する旨確認した者の資格を示す書類の写し
- ・付近見取図
- ・配置図
- ・各階平面図
- ・側面図又は縦断面図 (特定緊急輸送道路との位置関係がわかるもの)
- ・基礎伏図
- ・各階床伏図
- ・小屋伏図
- ・構造詳細図
- ・実地調査時の写真

(第3面から第6面までに関する注意事項)

- ・この様式は、建築物の所有者 (所有者と管理者とが異なるときは管理者) に提出してください。
- ・各欄の選択肢は、該当する番号を○で囲み、又は□にリ印を記載してください。
- ・住所及び氏名の欄は、法人の場合は主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の資格及び氏名を記載してください。
- ・耐震改修を行った後の建築物について地震に対する安全性の基準に適合する旨確認した結果を記入してください。
- ・建築基準法第86条の7第1項の規定の適用を受けずに同法第6条第1項に定める確認又は同法第18条第3項の審査を受ける場合、所有者又は管理者が確認済証及び検査済証を添付して報告するときは、第4面及び第5面の記入を省略することができます。
- ・地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定により地震に対する安全性を評価した場合は、第4面及び第5面の記入に代えて、別途知事が求める書類を提出する必要があります。
- ・耐震改修等の種類が全部若しくは一部の除却若しくは移転又は滅失・損壊の場合は記入不要です。

第4号様式(第14条関係)

(表)

年 月 日	交付第 号	(有効期間 1か年)	
所 属	職 名	氏 名	生年月日

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第15条第2項の規定による

立 入 検 査 証

東京都知事

印

(日本工業規格A列7番)

(裏)

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例(抜粋)

(立入検査等)

第15条 知事は、第8条各項目並びに第10条第2項及び第4項に定めるもののほか、第11条第2項及び第12条から第14条までの規定の施行に必要な限度において、沿道建築物の所有者等に対し、沿道建築物の地震に対する安全性に係る事項に關し報告させ、又はその職員に、沿道建築物、沿道建築物の敷地若しくは沿道建築物の工事現場に立ち入り、沿道建築物、沿道建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めに応じて提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三 第15条第1項の規定による報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(過料) 第8条第1項、第10条第2項又は第15条第1項の規定に基づき報告をしなかつた者は、5万円以下の過料に処する。

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石 原 慎太郎

●東京都規則第二十三号

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都自然公園条例施行規則(平成十四年東京都規則第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

東京都御岳 ビクターセ ンター	十二月二十九日から翌年一月三日まで及び毎週月曜日(その日が都民の日に当たるときは、その翌日とする。)	午前九時から午後四時半まで
東京都奥多 摩ビジター センター		午前十時から午後四時まで
東京都高尾 ビジターセ ンター		
東京都小笠 原ビジター センター	毎週土曜日及び日曜日、小笠原丸の入港日、三月二十一日から四月五日まで、四月二十九日から五月六日まで並びに八月一日から十七日まで(以下「繁忙期」という。)を除く日	午前八時半から午後五時まで(午前十二時から一時三十分までを除く。) ただし、繁忙期においては午前八時三十分から午後九時まで(午前十二時から午後一時三十分までを除く。)

を

東京都御岳 ビジターセ ンター	十二月二十九日から翌年一月三日まで及び毎週月曜日(その日が休日又は都民の日に当たるときは、その翌日とする。)	午前九時から午後四時三十分まで
東京都奥多 摩ビジター センター		

東京都高尾 ビクターセ ンター		午前十時から午後四時まで
東京都小笠 原ビクター センター	おがさわら丸が二見港を出港し ている間の日。ただし、知事が 別に定める日を除く。	午前八時三十分から午後五時ま で。ただし、知事が別に定める 日については、午前八時三分 から午後九時まで

東京都立小 峰公園小峰 ビクターセ ンター	十二月二十九日 から翌年一月三 日まで及び毎週 月曜日(その日 が都民の日に当 たるときは、そ の翌日とす る。)
--------------------------------	--

東京都立小 峰公園小峰 ビクターセ ンター	十二月二十九日か ら翌年一月三日ま で及び毎週月曜日 (その日が休日又 は都民の日に当た るときは、その翌 日とする。)
--------------------------------	--

別表第三 一の項中「九十一円」を「九十五円」に、「十五円」を「十四円」に、
 「五円」を「六円」に改め、同表二の項中「八千八百円」を「八千四百円」に改め
 る。

別表第四中「百四円」を「百七円」に、「七十四円」を「七十六円」に、「十八円」
 を「十九円」に、「四十六円」を「四十八円」に、「九十三円」を「九十六円」に、
 「三十七円」を「三十八円」に、「七百四十四円」を「七百六十八円」に、「十一円」
 を「十二円」に、「千百六十二円」を「千二百円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

東京都廃棄物規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石 原 慎太郎

●東京都規則第二十四号

東京都廃棄物規則の一部を改正する規則
 東京都廃棄物規則(平成五年東京都規則第十四号)の一部を次のように改正する。
 別記第二十六号様式(裏)を次のとおり改める。

(裏)

この証票を携帯する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)「浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)」及び「東京都廃棄物条例(平成四年東京都条例第四百十号)」により立入検査及び廃棄物の処理に関する指導の職務を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋

(立入検査)
第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第十五条第十七項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは第十五条第十七項の疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関する帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
浄化槽法抜粋
第五十三条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関する報告させることができる。
一 浄化槽管理者
二 (略)

三 浄化槽工事業業者
四 浄化槽清掃業者
五 第十條第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理七
六 指定検査機関
七 及び八
2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

東京都廃棄物条例抜粋

(立入検査)
第二十条 知事は、法第十九条第一項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所又は事業場に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第(環境衛生指導員)
第二十六条 第二十条第一項及び浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第五十三条第二項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、環境衛生指導員を置く。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

医学系総合研究所の助成等に関する条例第二条に規定する東京都規則で定める一般財団法人を定める規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都規則第二十五号

医学系総合研究所の助成等に関する条例第二条に規定する東京都規則で定める一般財団法人を定める規則の一部を改正する規則
医学系総合研究所の助成等に関する条例第二条に規定する東京都規則で定める一般財団法人を定める規則(昭和五十六年東京都規則第五百五十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都医学総合研究所の助成等に関する条例第一条に規定する東京都規則

で定める一般財団法人を定める規則

「医学系総合研究所の助成等に関する条例」を「東京都医学総合研究所の助成等に関する条例」に、「第二条」を「第一条」に、「財団法人東京都医学研究機構」を「財団法人東京都医学総合研究所」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都規則第二十六号

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和四十九年東京都規則第百十三

号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(受給者証の有効期間)

第七条 受給者証の有効期間は、条例第四条の規定による申請を受理した日の属する月の初日から同日以後の直近の八月三十一日までとする。

2 受給者証は、毎年九月一日に更新する。この場合において、受給者証の有効期間は、前項の規定にかかわらず、同日から翌年八月三十一日までとする。

第十一条第一項及び第二項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条に次の一項を加える。

4 条例第六条第三項の規定による届出は、第三者行為による傷病届(別記第九号様式)により行わなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。
(損害賠償の請求権の譲渡)

第十二条 条例第七条の二第二項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、心身障害者医療費助成制度に係る債権譲渡について(別記第十号様式)を知事に提出することにより行わなければならない。

2 条例第七条の二第二項の規定による通知は、債権譲渡通知書(別記第十一号様式)により行うものとする。

別記第八号様式の次に次の三様式を加える。

第9号様式(第11条関係)

⑨ 第三者行為による傷病届

受給者(被害者)	負担者番号	8	0	1	3								被保険者氏名	
	受給者番号	9											被保険者記番号	
	保険者名											保険者番号		
第三者行為(事故)の状況	発生日時											発生病所		
	原因及び被害の状況													
第三者(加害者)	住所	氏名		電話番号										
		自賠責保険	任責保険	保険会社名	所在地	電話番号								
	交通事故の場合	所在地	所在地	電話番号										

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。
なお、当該第三者の行為による疾病又は負傷に係る損害賠償額が確定した後には、心身障害者の医療費の助成に関する条例第7条の2第1項の規定により、当該第三者の行為に係る医療費について東京都から助成を受けた額の限度において、私が上記第三者に対して有する損害賠償の請求権を東京都に譲渡します。

東京都知事 殿

年 月 日

郵便番号 ()

住所 ()

受給者 氏名 ()

電話番号 ()

住所 ()

代行者 氏名 ()

住所 ()

電話番号 ()

年 月 日 (印)

(印)